

建設業の魅力発信推進事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 委託業務名

建設業の魅力発信推進事業業務委託

2 趣旨

- (1) 県は、地域の基盤をつくり人々の生活を支える建設業の大切さ・やりがいを伝えんとともに、将来の担い手の確保につなげるため、子供たちを対象に、マイクロソフト社が提供するマインクラフトによる道路や建物等の制作技術を競うコンテストを開催する。
- (2) このコンテストにおいて、ベースとなる「ワールド（ゲーム内での現実を模した仮想空間）」の作成及びコンテストでのワールドの運用、SNS等を使った効果的な広報等を行うことで、参加者となる子供たちが建設業について理解を深められるよう、コンテストの運営における一連の業務を委託する。
- (3) 県は、受託者を選定するに当たり、受託を希望する者の応募申請に基づき、最も適当と認められる者に委託する。

3 業務委託の内容

別紙「建設業の魅力発信推進事業業務委託」に関する仕様書のとおり

4 応募資格

次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査・選考を行う選考委員会の開催時まで、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲載されている者であること、又は当該名簿に掲載されていない者で、企画提案応募のときまでに入札参加資格審査の申請を行い、本契約の締結日まで当該名簿に掲載された者であること。
- (3) この公募開始の日から審査完了の日までに、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲載されていない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) この公募開始の日から審査完了の日までに、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲載されていない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排

除措置要領に基づく入札参加除外措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (5) コンテスト等運營業務について、過去2年以内に官公庁またはこれに準ずる団体と委託契約した実績を有すること。

5 審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

(1) 提案内容

- ア コンテストが、建設業への理解を促進するものであり、参加者が楽しみながら学べる内容となっているか。
- イ 本事業を効果的に実施するための独自の提案、及び応募者数をこれまでより増加させるための企画提案がなされているか。
- ウ コンテストの周知方法等が効果的なものであり、十分な参加が見込まれる内容となっているか。また、表彰式等の一連の業務を通じて、参加者以外の県民にも広く周知する内容となっているか。

(2) 業務経歴・体制（受託状況・業務執行体制）

- ア コンテスト等運營業務について、過去2年以内に官公庁またはこれに準ずる団体と委託契約した実績が有り、ノウハウを有しているか。
- イ 業務の遂行に必要な組織・人員を有しているか。

(3) 所要経費の提案

各所要経費の積算は妥当なものか。

(4) その他

本委託業務の趣旨をよく理解しているか。

6 受託者の選定方法等

- (1) 受託者の選考は、選考委員会において審査し、予算の範囲内において最も優れた企画案を選定する。
- (2) 審査にあたり、令和7年3月25日（火）に選考委員会を開催し、応募者はプレゼンテーションを行うこととする。
- (3) 審査結果については、選考後、応募者全員に郵送で通知する。
- (4) 応募が4者以上の場合は、選考委員会の前に、事務局による書類審査を行うことがある。

7 応募期間及び方法等

(1) 応募期間

令和7年3月6日（木）～3月19日（水）（必着）

※FAX、メールでの応募は受け付けません。

(2) 応募方法

持参又は郵送（配達記録又は書留の扱いとすること）

- ・持参する場合は、応募期間のうち閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(3) 提出物

企画提案書一式（※応募書類の詳細は、「8 応募書類等」を参照）

(4) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業班

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

8 応募書類等

企画提案するに当たり、以下の書類を作成し提出すること。

(1) 企画提案書一式

①建設業の魅力発信推進事業業務委託企画提案書（様式第1号）

②企画提案に関する調書（様式第2号）

- ・本様式以外に添付したい資料があれば、用紙はすべてA4判とし、企画提案に関する調書の最後に綴じること。

③業務に要する経費に関する見積書（様式第3号）

- ・本業務に関する全ての費用を算定・計上すること。
- ・積算内訳については、全ての経費について項目別に詳細に記載すること。

④団体目的等についての確認書（様式第4号）

⑤提案者に関する調書（様式第5号）

- ・コンテスト等運営業務の受託状況については、概ね過去2年以内に官公庁またはこれに準ずる団体と委託契約した実績とする。

⑥定款又は規約

⑦直近事業年度の事業報告書及び決算書（貸借対照表、収支（損益）計算書）

⑧役員及び社員・職員（事業関係者）名簿

(2) 提案にあたっての留意事項

①提案内容は採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであること。

②独自提案の実施に要する費用は、本業務の委託料に含むこととする。

9 質問の受付・回答

本件に関する質問は、電子メールにて受け付ける。なお、送付後、電話にて到着確認を行うこと。

質問及び回答については、千葉県ホームページで公開する。

質問期限：令和7年3月12日（水）正午まで

電子メールの送信に当たっては、メールの件名を「建設業の魅力発信推進事業業務」とし、メール本文に①質問、②団体名、③担当者及び連絡先を必ず記載すること。

○送付先アドレス

連絡先：千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業班

電子メール：kenhu2@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 応募の状況、委員名等に関する質問は受け付けない。

10 委託契約

選定した企画案を提出した団体と、業務実施に関する委託契約を締結する。

(1) 契約予定時期

令和7年4月（予定）

(2) 契約期間

契約日から令和8年2月28日（土）まで

(3) 契約に当たっての主な留意点

ア 契約は県と受託者が双方協議のうえ締結する。電子契約サービスを選択できるものとし、電子契約サービスを選択しない場合は従来どおり紙の契約書により、契約を締結するものとする。

イ 契約の対象経費は、事業実施に必要となる経費で、事業終了後の事業完了報告書の作成経費を含む。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上が契約保証金として必要となる。ただし、同規則第99条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

エ 契約に当たって、協議の上、企画案の一部を変更する場合がある。

オ 契約した事業について、受託者は、県の了解なしに他者に再委託できない。

11 業務完了報告書

受託者は本業務の完了後、業務完了報告書を千葉県 県土整備部 建設・不動産業課 建設業班に提出することとする。

12 その他

(1) 経費の上限は7,975千円を上限とする。

また、事業の実績が契約の金額を満たさない場合は減額するものとする。

(2) 委託費の支払いについては、原則として精算払いとする。

(3) 応募資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等不相当と判断される企画提案書は受理しない。また、次の1つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- ・ 企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- ・ 企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- ・ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- ・ 業務に要する経費に関する見積書（様式第3号）の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、または金額を訂正した見積をしたとき。
- ・ 選考委員会を欠席した時。
- ・ その他、審査を行うに当たって県が無効であると判断したとき。

(4) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。

(6) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき、開示する場合がある。

(7) 提出された書類は必要に応じて複写する。

(8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 問い合わせ先

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業班

電話：043-223-3108

FAX：043-225-4012

M a i l：kenhu2@mz.pref.chiba.lg.jp

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1